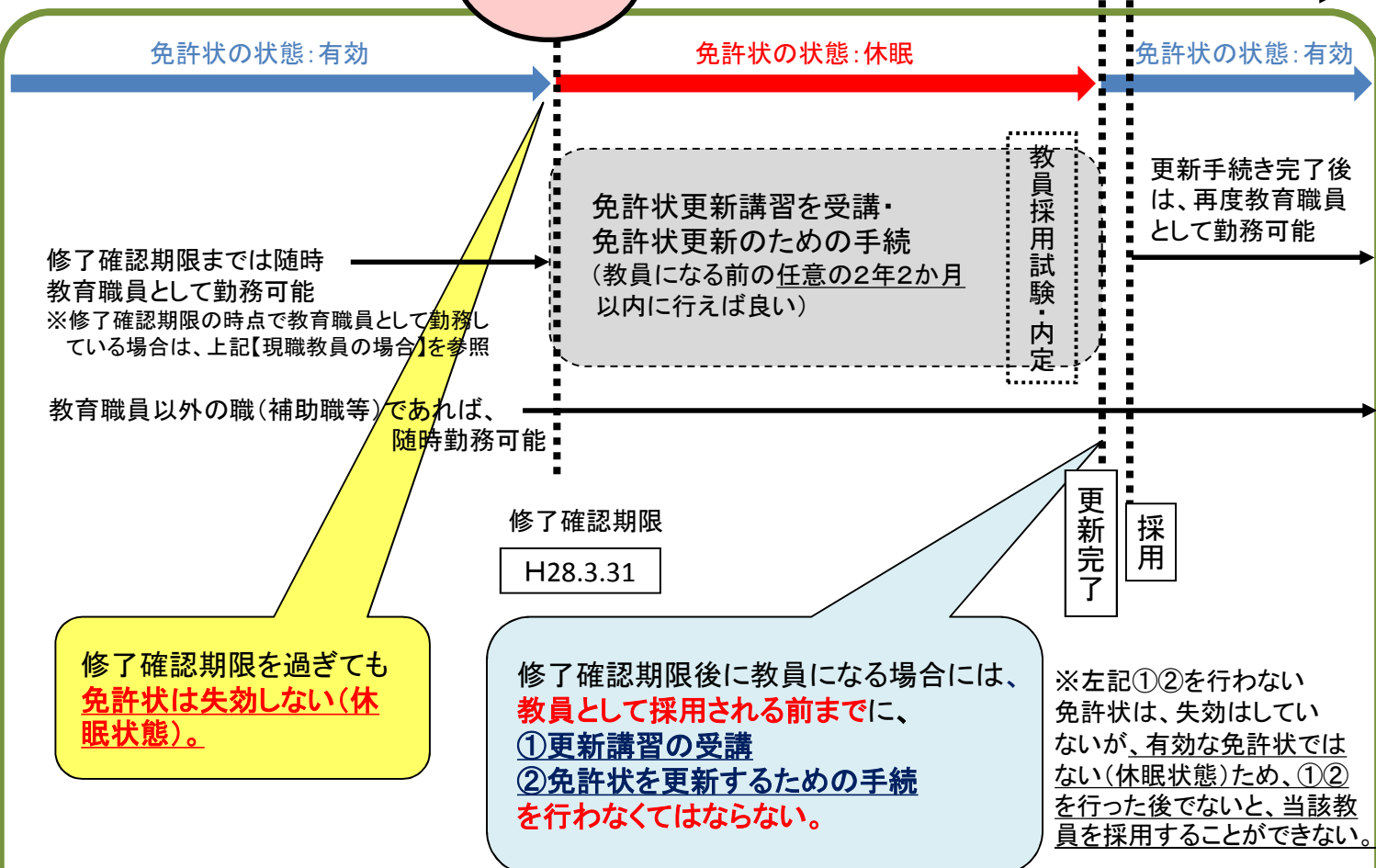
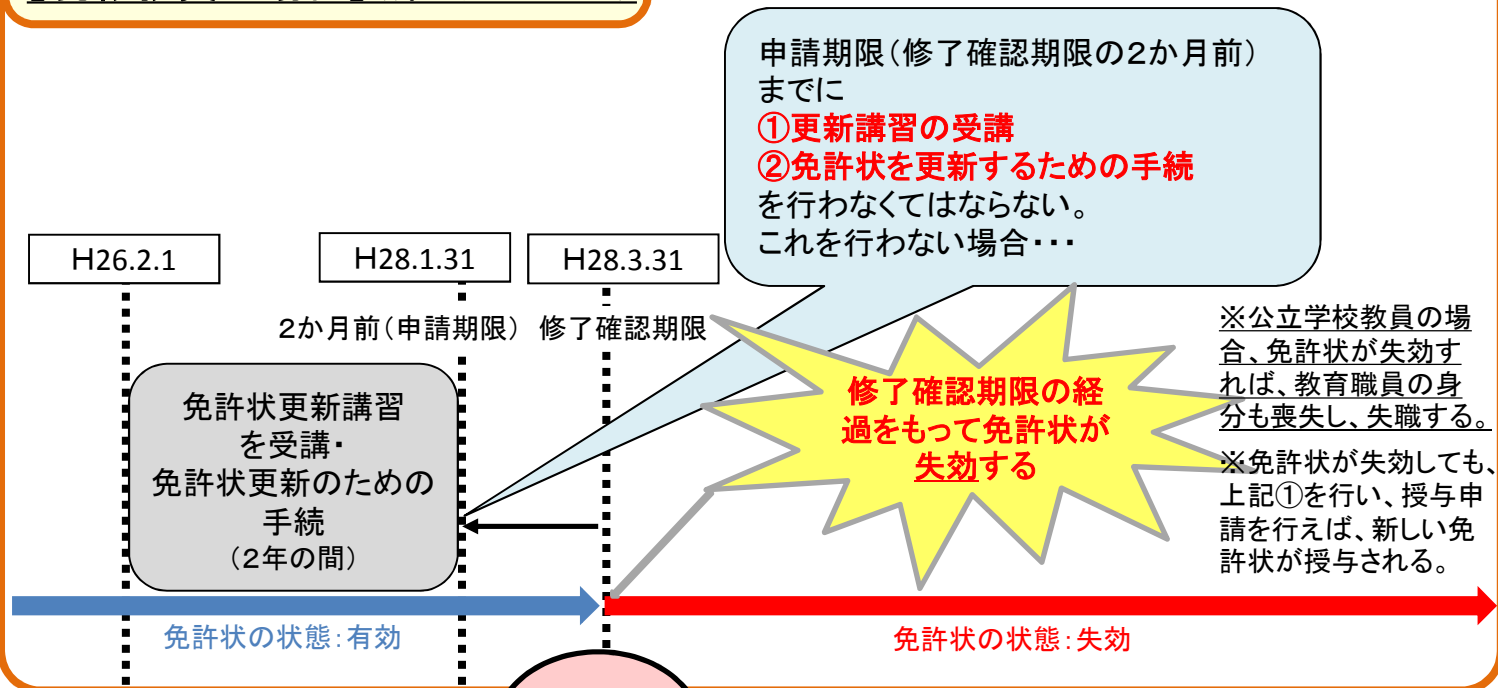


<旧免許状所持者(平成21年3月31日までに授与された免許状所持者)>

【現職教員の場合】(第6グループ)



【現職教員ではない場合】及び【新たに教員を採用する場合】(第6グループ)

<新免許状所持者(平成21年4月1日以降に初めて授与された免許状所持者)>

【有効期間満了日が平成32年3月31日の場合】

新免許状所持者は、現職教員であっても現職教員でなくても、申請期限(有効期間の満了の日の2か月前)までに

- ①更新講習の受講
- ②免許状を更新するための手続

を行わなくてはならない。
これを行わない場合…

